

横浜市子ども・子育て支援事業計画における保育・教育に関する 「量の見込み」及び「確保方策」の中間見直しについて

1 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援新制度（27 年 4 月施行）では、各市町村が様々な子ども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況、利用希望を把握したうえで、5 年を 1 期とする事業計画を策定し、計画に基づき事業を実施することとなっています。

本市では、「かがやけ横浜こども青少年プラン後期計画」（22 年度～26 年度）を継承する計画としても位置付け、27 年 3 月に「横浜市子ども・子育て支援事業計画」（27 年度～31 年度、以下「事業計画」という。）を策定し、幅広く本市の子ども・青少年にかかる施策を推進しています。

2 事業計画と 28 年度予算における保育所等の整備量について

事業計画では、乳幼児期における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する整備量と実施時期）を定めています。

保育・教育に関する「量の見込み」は、就学前児童の推計人口にニーズ割合を乗じることによって算出しています。したがって、実際の就学前児童数が推計人口と乖離した場合には、「量の見込み」に変動が生じることになりますが、27 年 4 月時点の就学前児童数は、推計人口に比べて、1,610 人多い状況でした。

そのため、28 年度予算では、事業計画における推計人口と実態との乖離状況や保育所等利用申込率の推移などを踏まえて、29 年 4 月には約 2,500 人の申請増になると予測し、事業計画の残り 3 か年分にあたる 2,543 人分を前倒しして、28 年度に整備することとしました。

3 事業計画の中間見直しについて

事業計画については、中間年を目安に見直すこととしています。

計画のうち、保育・教育に関する「量の見込み」及び「確保方策」については、各年度の計画を年度当初（4 月 1 日現在）の値で設定しており、28 年度が中間年に該当するため、上記 2 の状況も踏まえ、今年度に見直しを行います。

見直しにあたっては、あらためて就学前児童の推計人口を算出したうえで、30 年度と 31 年度の「量の見込み」及び「確保方策」（29 年度中と 30 年度中に必要な整備量）について、横浜市子ども・子育て会議において検討を進めます。

なお、保育・教育以外の事業（地域子ども・子育て支援事業）に関する「量の見込み」及び「確保方策」については、各年度の計画を年度末（3 月 31 日）の値で設定しているため、中間年に該当する 29 年度に見直しを行う予定です。

4 今後のスケジュール（予定）

- 28年5～6月 ・新たに算出する就学前児童数の人口推計等を踏まえ、「量の見込み」を算出
 ・幼稚園等向けの意向調査（新制度への移行・認定こども園への移行等）実施
- 7月頃～ ・子ども・子育て会議において、「量の見込み」についての審議
- 9月頃～ ・子ども・子育て会議において、「確保方策」についての審議
 ・平成28年第3回市会定例会において、「量の見込み」及び「確保方策」についてご報告
- 29年2～3月 ・平成29年第1回市会定例会において、「量の見込み」及び「確保方策」（最終版）についてご報告
 ・神奈川県との協議等を経て、「量の見込み」及び「確保方策」の確定

【参考】保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業

保育・教育	地域子ども・子育て支援事業
<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園 ・幼稚園 ・保育所 ・地域型保育事業 （小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育） ・横浜保育室 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦に対して健康診査を実施する事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・子育て短期支援事業 ・養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業 ・病児保育事業 ・利用者支援に関する事業 ・時間外保育事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・子育て援助活動支援事業 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業